

社会福祉法人福慶会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福慶会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事長、常務理事、理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事長及び常勤の常務理事については、別表1及び別表2のとおり、報酬及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤の理事長、非常勤の常務理事、理事、監事及び評議員については、別表3のとおり、報酬を支給し、退職慰労金は支給しない。

2 常勤の理事長及び常勤の常務理事に対する退職慰労金は、任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 常勤の役員等が職務のため出張をしたときは、役員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤の理事長、非常勤の常務理事、理事、監事及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤の役員等が職務のため出張をしたときは、役員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤の役員等の報酬)

役職名	報酬の額
常勤の理事長	月額 200,000円
常勤の常務理事	月額 150,000円

別表 2 (常勤の役員等の退職金算定式)

役職名	退職慰労金の額
常勤の理事長	最終報酬月額×在任年数×3
常勤の常務理事	最終報酬月額×在任年数×2

※上記在任年数は1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は1 か月に切り上げる。

別表 3 (非常勤の役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席 (4 時間未満)	12,000円
〃 (4 時間以上 8 時間未満)	20,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席または法人業務の出勤 (4 時間未満)	20,000円
〃 (4 時間以上 8 時間未満)	30,000円

(3) 監事

	日額
理事会等会議への出席または法人業務の出勤 (4 時間未満)	20,000円
〃 (4 時間以上 8 時間未満)	30,000円
監事監査への出席	40,000円

(4) 理事長

	日額
理事会等会議への出席または法人業務の出勤 (4 時間未満)	30,000円
〃 (4 時間以上 8 時間未満)	40,000円